

令和元年度機動調査に係るフォローアップ調査の調査結果 【広島大学】

令和3年3月22日
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定めるフォローアップ調査は、履行状況調査又は機動調査を行った年度の翌年度に、履行状況調査又は機動調査の結果、管理条件を付与された機関を対象として、当該機関の管理条件（改善事項）の履行状況を把握することを目的として実施するものである。

フォローアップ調査は、ガイドライン及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の第7節に定める調査及び措置に関する要項のほか、令和元年度機動調査に係るフォローアップ調査の実施方針に基づき実施した。

2. 調査対象・内容等

【調査対象】

○令和元年度機動調査の結果、管理条件を付与された広島大学

【調査内容】

○機関に付与した管理条件（改善事項）の履行状況について確認した。

【調査体制・方法】

○「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」において、所要の調査審議を実施した。

○機関が提出する調査報告書等に基づき、「書面調査」及び「面接調査」を実施した。

3. 調査経過

令和元年	12月17日	有識者会議	フォローアップ調査の実施方針の審議・決定
	12月19日		管理条件の付与・文部科学省による進捗状況のフォロー開始
令和2年	1月17日	広島大学	が履行計画を提出・書面調査開始
	2月28日	広島大学	が進捗状況報告書を提出
	12月18日	広島大学	が最終報告書を提出
令和3年	2月18日		面接調査（オンライン）実施
	3月22日	有識者会議	フォローアップ調査結果の審議・決定

4. 調査結果の総合所見

- 令和元年度機動調査において、広島大学に対し、「不正発生要因の分析とリスクマネジメント」、「組織的牽制機能の充実」、「再発防止策の確実な実施」を改善事項とし、その履行期限を令和2年12月18日とする管理条件を付与した。
- 本フォローアップ調査においては、文部科学省に対し提出された履行計画に沿って半年ごとに報告を求め、書面調査及び現地調査を実施して改善事項が履行されたことを把握した。
- したがって、広島大学に付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了することとする。
- 今後も、意識調査の実施等を通じて機関全体へ不正防止に向けた意識の浸透を図るとともに、引き続き、公的研究費の管理・監査体制について不断の改善を図っていくことが求められる。
- 詳細な調査結果は別紙のとおり

5. 今後の取組

- 調査の結果は、当該機関に通知するとともに、文部科学省ホームページで公表する。

令和元年度機動調査に係るフォローアップ調査結果

機 関 名	広島大学
-------	------

【総合所見】

本フォローアップ調査においては、文部科学省に対し提出された履行計画に沿って適切に履行に取り組み、改善事項について履行されたことを把握した。

したがって、付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了することとする。

また、今後も、意識調査の実施等を通じて機関全体へ不正防止に向けた意識の浸透を図るとともに、引き続き、公的研究費の管理・監査体制について不断の改善を図っていくことが求められる。

【機関に付与した管理条件】

改善事項：

○ 令和元年5月及び8月に最終報告書が提出された不正事案に対する再発防止策を含め、次の事項を確実に実施すること。

- ・ 広島大学における不正を発生させる要因を分析し、リスクマネジメントを行った上で、意識改革の観点も含め不正防止計画に反映すること。
- ・ 公的研究費に関わる構成員(教職員、学生等含む)に対するコンプライアンス再教育の実施、理解度把握に取り組むこと。
- ・ 事務部門及び部局等において、研究室や教員が孤立又は閉鎖的な環境とならないよう業務支援を推進する体制や相談しやすい環境創出のため、円滑なコミュニケーションが図られるような仕組みを再構築し、組織的に推進すること。
- ・ 最高管理責任者は内部監査部門及び監事との連携を強化して、組織的牽制機能の充実に取り組むこと。
- ・ 内部監査結果を構成員全員に周知すること。
- ・ 再発防止策には、具体的な指標を設け取り組むこと。

履行期限：令和2年12月18日

【管理条件（改善事項）に係る実施状況】

・ 広島大学における不正を発生させる要因を分析し、リスクマネジメントを行った上で、意識改革の観点も含め不正防止計画に反映すること。

自機関で発生した不正事案やコンプライアンス教育における理解度テスト、内部監査結果等を分析して不正発生要因を把握し、リスク評価に基づき不正防止対策を強化するための不正防止計画の見直しを行っている。不正防止計画には教職員が相談しやすい環境を構築することや構成員の意識の向上を盛り込むとともに、役員や各部局の構成員に対して学長から直接周知・注意喚起を行うことで意識改革にも取り組んでいる。

・ 公的研究費に関わる構成員(教職員、学生等含む)に対するコンプライアンス再教育の実施、理解度把握に取り組むこと。

自機関で発生した不正事案や内部監査結果等を踏まえて独自の e-ラーニングによるコンプライアンス教育を実施し、公的研究費に関わる構成員全員が受講している。また、理解度テストを実施した上でその結果を分析し、学生への謝金の支出手続等、理解度の低かった点については再度ルールの周知を徹底するとともに、次年度のコンプライアンス教育の内容に反映させることとしている。

・ 事務部門及び部局等において、研究室や教員が孤立又は閉鎖的な環境とならないよう業務支援を推進する体制や相談しやすい環境創出のため、円滑なコミュニケーションが図られるような仕組みを再構築し、組織的に推進すること。

教職員に対する業務支援のため、研究費の執行手続についての相談窓口として「財務コンシェルジュ」を設置し、教職員からの問合せに対応している。また、コンプライアンス教育受講者を対象に実施したアンケートにおいて、手続きの担当がわからないとの意見が多く寄せられたことを踏まえ、事務手続の担当窓口を部局等別に明確化するとともに、手続に関するQ&Aを作成して全構成員へ周知している。

・ 最高管理責任者は内部監査部門及び監事との連携を強化して、組織的牽制機能の充実に取り組むこと。

最高管理責任者である学長は、監事と定期的に意見交換を行い、連携を強化しながら不正防止計画の見直し等に取り組むとともに、役員や各部局の構成員に対して学長から直接周知・注意喚起を行うことで構成員の意識の向上を図っている。また、監事は内部監査に立ち合って監査の実施状況を確認しているほか、内部統制役員との意見交換を行い、組織における内部統制の状況を確認している。内部監査においては、自機関で発生した不正事案やコンプライアンス教育における理解度テスト、内部監査結果等を分析して把握した不正発生要因を監査実施計画に反映させ、より実効的な監査の実施に取り組んでいる。

・ 内部監査結果を構成員全員に周知すること。

内部監査結果及びその対応については、役員懇談会、部局長等意見交換会において周知するとともに、各部局の構成員に対しても教授会やポータルサイト、メールを通じて周知及び注意喚起を行い、構成員の意識の向上に取り組んでいる。

・再発防止策には、具体的な指標を設け取り組むこと。

(謝金の架空請求、還流行為に対する再発防止策)

自機関で発生した不正の具体的な内容を、コンプライアンス教育や新採用教職員研修資料、学内ポータルサイトへ掲載し、構成員に対して広く注意喚起を行っている。また、学生への謝金支出手続のフローを見直した上で、コンプライアンス教育における理解度テストも活用して繰り返し周知を図るとともに、内部監査において謝金の支給を受けた学生本人に勤務実態についてヒアリングを実施することで再発防止に取り組んでいる。

(旅費の重複受給及び虚偽請求に対する再発防止策)

自機関で発生した不正の具体的な内容を、コンプライアンス教育や新採用教職員研修資料、学内ポータルサイトへ掲載し、構成員に対して広く注意喚起を行っている。また、旅行報告書及び兼業依頼・許可申請書において他機関からの旅費の支給の有無を申告させるよう様式を変更するとともに、内部監査とは別に兼業の従事状況の確認を実施して牽制を図っている。内部監査においては、出張の用務先へ出張事実の確認を行っている。

さらに、学生への旅費支給手順のフローを見直し、学生本人に対して出張の事実確認を行っている。